

◇大阪市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

- 1 建築物の確認に関する事務等を行う建築主事の範囲及び当該確認を受けた建築物に設けようとするときに建築主事に届け出なければならない建築設備の範囲を改めることにしました。
- 2 その他必要な規定の整備を行うことにしました。
- 3 この規則は、令和7年4月1日から施行することにしました。

(計画調整局建築指導部建築企画課、計画調整局建築指導部建築確認課)